

後発医薬品の使用促進について

岐阜県国保運営方針 第5章 2 (2) 抜粋

- ・市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。

<主な取組例>

- ・後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施
- ・後発医薬品希望カードの配布

1 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとされている。

このため、平成 25 年 4 月に厚生労働省において「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が策定され、平成 29 年 6 月には「2020 年 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80% とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と閣議決定された。

2 実績

<後発医薬品の使用割合>

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
使用割合	57.1%	62.0%	67.3%	71.8%	76.1%

※平成 30 年度全国平均 : 77.7%

※都道府県順位 : 高い方から 37 位

<後発医薬品差額通知の実施状況>

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施市町村数	37	38	41	41	42
実施件数	30,554	27,863	25,637	28,228	23,998

3 令和元年度の取組み

- (1) 後発医薬品の安心使用の促進を図ることを目的に、県が「薬と健康のつどい 2019」を開催し、約 40 名が参加。

○日 時 : 令和元年 9 月 22 日 (日)

○場 所 : セラミックパーク MINO (多治見市)

○内 容 : 「認知症とジェネリック医薬品」

国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹氏

○対象者 : 県民等

- (2) 後発医薬品の品質確保、安定供給等に関する理解を深めるため、後発医薬品安心使用協議会が後発医薬品の工場見学を実施。

○日 時 : 令和 2 年 1 月 30 日 (木)

○場 所 : 武田デバファーマ (株) 高山工場

○対象者 : 後発医薬品安心使用協議会委員

令和 2 年度も同様のセミナーを開催し、後発医薬品の使用促進を図る。